

# 基本計画

## 第1章

### 人がつながるまちづくり

#### 第1節

##### ふれあいのまちづくり

- 1 町民参加の促進
- 2 コミュニティ活動の充実
- 3 人権と平和の尊重
- 4 男女共同参画社会の実現
- 5 国際交流の促進
- 6 産学官連携

#### 第2節

##### 町民の視点にたったまちづくり

- 1 行政運営
- 2 財政の健全化
- 3 窓口サービスの向上
- 4 広報・広聴活動の充実
- 5 情報公開・個人情報保護
- 6 情報化の推進
- 7 広域行政の推進

# 第1節 ふれあいのまちづくり

## 1 町民参加の促進

### 現状と課題

- 近年の社会情勢の変化に伴い、従来の行政主体のまちづくりから、町民と行政とが相互理解のもとで目的意識を共有し、様々な立場の人達が互いに公共を担い、地域の課題を解決していく「協働のまちづくり」が求められています。本町においても、市民活動団体や町民の代表などで作る「阿見町協働の指針検討委員会」において「協働」の基本となる考え方を整理し、平成25年3月に「阿見町協働の指針」を策定しました。今後、町民それぞれが目的意識を共有し「新しい公共<sup>\*1</sup>」の視点に立ち、町の協働事業を進めていく必要があります。
- 行政の政策決定過程において、町民が自らの意向を的確に反映できる機会を設けるとともに、町民も主体的な姿勢で協働の事業へ参画することが望まれています。また、町民の多様なニーズにきめ細かく応えるためにも、市民活動団体等の強みを生かした協働事業の提案が必要とされています。
- 協働のまちづくりの実現には、行政・町民・地域・市民活動団体など、それぞれの立場での役割分担により連携・協力することが不可欠であり、協働の事業に必要な制度の確立とそれを実行する行政職員や町民等の意識改革が必要となります。今後、町民それぞれが持っている経験や知識、能力を各分野で生かし、協働事業への参画意識を高めていくことが重要とされています。

**目指すまちの姿** 町民が様々な場面でまちづくりに主体的に参加しています。

### 行政と町民等の役割

#### 行政の役割

- 町民の参画意識を高めるとともに、協働の仕組みを確立します。
- 組織内における協働の意識を高め、各種事業を実施します。
- 町民だけでは解決できない地域課題の整理・助言を行います。
- 協働のまちづくりを推進するための情報を提供します。
- 町民活動の支援や各団体間の連携を推進します。
- 町民の交流する機会や場を提供します。
- 行政の政策決定過程において、町民参加の機会を提供します。

#### 町民等の役割

- 町の現状や課題などについて把握し、まちづくりについて考えることが期待されます。
- 各種調査や審議会、研究会などについて協力・参加することが期待されます。
- 町民が果たすべき役割を理解し、地域活動や市民活動<sup>\*2</sup>に積極的に参加することが期待されます。
- 地域の特性を生かした町民(住民)同士の交流や地域課題を解決していくための助け合いが期待されます。
- 町民が目的を共有しながら地域課題の解決に取り組み、自らが公共のために行動することが期待されます。
- 審議会などの委員公募への積極的な応募が期待されます。

※1:「新しい公共」についてはP20の注を参照。

※2:「市民活動」とは、営利を目的とせず、広く社会を良くしていこうという目的を持って行う自発的な活動のことです。ここでの「市民」とは「市に住む人」という意味ではなく、広く積極的に社会に関わろうとする人達をいいます(「協働の指針」より)。

## 施策の体系

町民参加の促進	1 連携から協働へ
	2 政策決定過程における町民の参加
	3 協働を進めるための人づくり
	4 協働のまちづくりの推進

## 個別施策の展開

### 1111 連携から協働へ ■ 町民活動推進課 関係各課

#### 展開方針

- 町民との連携・協力のもと進められてきた事業を，協働のルール<sup>※3</sup>にもとづく協働事業へと見直しを進めます。
- 事務事業に，協働の視点の取り入れや見直しについて，中期的な視点により協働推進計画により描いていきます。

主要な事業	・推進事業 ・移行事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	連携事業から協働事業への移行	0/36件	24/36件



成果	連携事業から協働事業へと転換が図られています。
----	-------------------------

### 1112 政策決定過程における町民の参加 ■ 町民活動推進課 関係各課

#### 展開方針

- 審議会等の委員は専門的な知識を持つ委員だけではなく，町民の意見を反映させるべく委員公募制を進めます。
- 計画等策定時において，一般町民の意見を反映させるべくパブリック・コメント制度を推進していきます。

主要な事業	・委員公募制度 ・パブリック・コメント制度		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	公募委員割合	4.1%	10%



成果	町の政策決定過程に町民が参加しています。
----	----------------------

※3:「協働のルール」とは，それぞれの持つ力を最大限生かすために，「協働の場」や協働の実施におけるルールのこと。「目的共有」，「相互理解」，「対等」，「自主・自立」，「情報公開・共有」，「時限性・相互評価」の6つを「阿見町協働の指針」に定めている。

■ 1113 協働を進めるための人づくり ■ 町民活動推進課 関係各課

展開方針

- 講座や研修などの機会を充実させ、新たな組織の立ち上げや各団体が協働を担っていただけるように支援します。
- ボランティア活動やNPOなどについて気軽に相談できる環境づくりを推進していきます。
- 研修などを通じて町職員の協働の理解を深めていきます。
- 講演会や広報あみ等を通じ、協働に対する町民の理解を深めていきます。

主要な事業	・町民協働推進事業 ・町民活動センター事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	講座・研修会実施参加者数(年間延人数)	0人/年	80人/年
	町民活動センター相談等件数	70件/年	130件/年



成果	町職員や町民の協働の意識が高まっています。
----	-----------------------

■ 1114 協働のまちづくりの推進 ■ 町民活動推進課 関係各課

展開方針

- 有識者や町民代表等で構成する協働のまちづくり運営委員会により、町の協働のあり方について検討を行うとともに、協働の場<sup>※1</sup>を担いながら協働のまちづくりを推進していきます。
- 町民活動センターで市民活動団体の協働事業の調整やコーディネートなどを進めるとともに、市民活動の支援や協働事業に関する情報の集約・提供を行っていきます。

主要な事業	・町民協働推進事業 ・町民活動センター事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	協働事業の実施件数(協働の場で立ち上がった事業)	—	10件
	協働の場の開催件数	—	24回/年



成果	町民が様々な場面で協働のまちづくりに参画し、目的を共有しながら協働事業に参加しています。
----	--

※1:「協働の場」とは、町民・事業体・行政など立場の違うもの達が集まり、協働事業を提案・検討し協働事業を作り上げていく場であるとともに、「協働」の推進について検討する場である。

## 第1節 ふれあいのまちづくり

### 2 コミュニティ活動の充実

#### 現状と課題

- 近年の都市化や少子高齢化社会の進展による全国的な傾向として、従来からの地域のつながりや相互扶助の考え方が徐々に希薄化しつつあり、社会的に弱い立場の人々の孤立や地域防犯機能の低下が進むなどの課題が生じています。一方では、退職を迎えた団塊の世代を始め、地域に対する関心の高まりがみられます。
- 本町においては、依然として活動が盛んな地域コミュニティが少なくありませんが、町民の自主的、自立的なコミュニティ活動が全町的に広がることが望まれています。
- ふれあい地区館事業は、小学校区ごとに社会教育指導員を配置し、地区住民のなかから運営委員・推進委員を選出し、高齢者・女性・成人・青少年育成・体育部会の5部会でそれぞれの事業を展開してきました。今後は、「届ける生涯学習」の原点に戻り、将来的に持続可能な組織のあり方を検討するとともに、参加したくなるイベントの実施など、事業の見直しを図る必要があります。
- 全町的なふれあいの振興として、「まい・あみ・まつり」、町民運動会など町民参加型のイベントを継続して実施しています。今後も、ふるさととして誇りを持てる地域づくりを推進するため、町民の一体性が確保できるよう様々なニーズを積極的に取り入れながら、より多くの町民がイベントなどに主体的に参加できるようにする必要があります。

#### ■ NPO 法人（事務所所在地が阿見町）

No.	名称	主な活動内容
1	青少年の自立を支える会シオン	フリースクールや就労支援などによる青少年の自立支援
2	アニマルセラピー協会	障害者等に動物介在活動や動物介在療法を提供
3	まい・あみ	指定居宅介護支援事業所
4	阿見アスリートクラブ	陸上競技クラブ
5	ユーアイ阿見	教育支援及び地域文化の振興支援等の事業
6	いばらきIT普及協議会	情報技術の支援などにより社会参加や自立の支援
7	良縁感謝の会	男女の交際機会を増やすための場の提供
8	阿見ファントゥスポーツクラブ	サッカーを始めとしたスポーツの振興
9	日本ヤーコン協会	ヤーコンの普及と啓蒙、指導や人材育成など

平成 24 年 3 月 31 日現在

資料：町町民活動課

**目指すまちの姿** 地域の特性を生かした町民主体の活動が活発になり、自主性、自立性がより高まっています。

## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 時代に適合した地域コミュニティの活性化に向けた助言や支援を行います。
- 町民の交流を促進するため、交流の機会や場の充実に努めます。
- 先進事例の紹介や関連情報を提供します。
- 町民の一体性を確保できるよう、町民がふれあえるイベントなどの開催を支援します。

### 町民等の役割

- 地域コミュニティの重要性を認識し、自らの努力で地域環境を整える意識の高まりが期待されます。
- コミュニティ活動に参加するなど、コミュニケーションの範囲を広げ、お互いに助け合える友人や知人を増やすことが期待されます。
- 町民一人ひとりが地域づくりに関心を持ち、市民活動団体等との積極的な交流が期待されます。
- 視野の拡大や相乗効果を発揮できるよう、団体同士の交流や協力を深めることが期待されます。
- より多くの町民が各種イベントに参加することが期待されます。

## 施策の体系

コミュニティ活動の充実

- 1 地域コミュニティの充実
- 2 交流の機会・場の充実

## 個別施策の展開

### 1121 地域コミュニティの充実 ■ 町民活動推進課 関係各課

#### 展開方針

- 行政区や自治会などの既存コミュニティ活動を支援するとともに、自主的な活動を促進するため、地域コミュニティに必要とされる交流の機会の創出やコミュニティ活動の人材育成を支援していきます。
- 近隣行政区など地域コミュニティにおける連携が図れるような小学校区単位などの活動の場を検討するとともに、協働の場として生かしていきます。
- コミュニティ活動を更に進め、より自立・自主的な制度について検討していきます。

主要な事業	・区長等支援事業 ・自治振興事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	行政区加入世帯数の割合(9月末現在)	83.9%	90.0%

#### 成果

町民が主体的に地域コミュニティ活動へ参画することで、地域での交流の機会が増えています。



## 1122 交流の機会・場の充実 ■ 商工観光課 生涯学習課

### 展開方針

- 「身近な場所へ届ける生涯学習」を実現するため、ふれあい地区館活動への参加拡大を図るとともに、小学校区より更に身近な行政区までを対象とした活動を展開していきます。
- 地域ニーズにあわせた幅広い事業内容(講座・イベント)の充実に努めるとともに、より多くの町民が参加できるように、組織構成や各部会の役割の見直しなどを行い、活性化を図ります。
- 町民主体の実行委員会が企画運営する「まい・あみ・まつり」においては、円滑に事業が推進し、より多くの町民が参加できるまつりとなるよう積極的に支援します。

主要な事業	・ふれあい地区館事業 ・「まい・あみ・まつり」事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	ふれあい地区館活動の実施行政区数【2413に再掲】	11行政区	すべての行政区
	「まい・あみ・まつり」参加者数	60,000人	63,000人



### 成果

町民が自主的に交流を深め、地域のつながりを強めています。



## 第1節 ふれあいのまちづくり

### 3 人権と平和の尊重

#### 現状と課題

- 人権とは「人が人らしく生きていくため社会によって認められる権利」であり、誰からも侵されることのない基本的な権利です。これまで町では、啓発事業として広報活動や街頭啓発を継続的に実施するとともに、人権相談や人権教育を行うなど、人権擁護に取り組んできました。今後も人権に関する啓発や相談への取り組みを継続して進めていく必要があります。
- 町では平成24年3月に「阿見町第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女間の差別のない社会づくりを推進しています。また、「阿見町障害者基本計画」や「阿見町長寿福祉計画」、更には「阿見町次世代育成支援対策行動計画」や「阿見町教育振興基本計画」などにもとづき、障害者や高齢者、子供たちの人権を守る取り組み等を実施しています。今後も人権を尊重した各種施策を推進していく必要があります。
- 町では、昭和61年に「阿見町非核平和都市宣言」を行い、平成22年2月には貴重な予科練の資料を保存・展示し、町の戦史の記録を風化させることなく、次の世代に継承するため、「阿見町予科練平和記念館」をオープンしました。生命の尊さや平和の大切さを考えてもらうための取組を充実させるとともに、積極的に普及・啓発を進めていく必要があります。
- 教育の場においても、児童生徒の豊かな心を育み、生命を尊重する教育に取り組んでいます。中学生を広島平和記念式典に派遣し、原爆犠牲者への追悼の意を表すことなどを通じて、今後も、生命の大切さや戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する人材の育成に取り組むことが重要です。

**目指すまちの姿** 人権や平和の尊さについてすべての町民が理解し、  
平等で平和な社会が形成されています。

#### 行政と町民等の役割

##### 行政の役割

- 差別のない地域社会をつくるため、人権尊重を推進します。
- 国や県との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権啓発及び相談に関する事業を実施します。
- 非核平和都市宣言を遵守し、平和への取り組みを実施します。
- 義務教育における道德教育の充実を図ります。
- 義務教育における平和や生命を尊重する教育を推進します。

##### 町民等の役割

- 人権尊重の精神のかん養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与することが期待されます。
- 講演会などへの参加や、地域や家庭において、人権教育を行うことが期待されます。
- 非核平和都市宣言を遵守し、恒久平和への実現に努めることが期待されます。



## 施策の体系

人権と平和の尊重	1 人権尊重に向けた啓発活動の推進
	2 平和行政の推進
	3 豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実

## 個別施策の展開

### 1131 人権尊重に向けた啓発活動の推進 ■ 総務課

#### 展開方針

- 町ホームページ, 広報誌, パンフレットやポスターなどを活用して, 人権尊重の啓発に努めます。
- 人権問題や人権教育に関する職員研修会に参加し, 人権を尊重する意識の向上を図ります。
- 役場内において, 人権擁護委員による人権相談を月1回実施していきます。

主要な事業	・人権擁護事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	研修会への参加者数	25人	30人



#### 成果

町民の誰もが差別を受けず, 互いの人権を尊重し合うまちになっています。

### 1132 平和行政の推進 ■ 予科練平和記念館

#### 展開方針

- 人々が歴史に学び, 平和を大切にできるよう, 資料・情報提供など意識啓発に取り組みます。

主要な事業	・予科練平和記念館運営事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	予科練平和記念館の展示会開催数【2415に再掲】	3回/年	4回/年
	予科練平和記念館のイベント開催数【2415に再掲】	11回/年	15回/年



#### 成果

町民が平和の大切さや生命の尊さを認識しています。

■ 1133 豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実 ■ 指導室

**展開方針**

- 町の歴史や風土についての認識を深めていくとともに、未来を担う子供たちが平和の必要性や生命の尊さを実感できる事業を展開します。
- 生命を大切にする心や他人を思いやる心を育てる道徳教育や、世界の恒久平和を願う心を育てるための教育，学校内外における体験活動・ボランティア活動などを推進します。

主要な事業	・ 平和記念式典派遣事業		
指標	指標名	現況（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
	平和記念式典への派遣者数	8 人	8 人
	道徳教育に関する教職員の研修会	—	年 1 回



成果	児童生徒が，生命を大切にする豊かな心を持ち，健やかに成長しています。
----	------------------------------------

## 第1節 ふれあいのまちづくり

### 4 男女共同参画社会の実現

#### 現状と課題

- 町では、平成22年3月に「阿見町男女共同参画社会基本条例」を制定し、平成24年3月に策定した「阿見町第2次男女共同参画プラン」にもとづき事業の推進を図っています。更に、平成25年11月には男女共同参画都市宣言を行いました。今後、更なる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う必要があります。
- 男女共同参画を推進する取り組みとしては、行政による講習会や研修会等による知識の習得や意識啓発を中心に取り組んできました。今後は様々な課題に対し、男女を問わない町民が中心となり、実情に応じた実践的活動や取り組みが必要となってきます。
- 男女共同参画の推進は、国だけでなく、地域にとっても重要な課題です。性別や世代を超えて、すべての人々が喜びや責任を分かち合いつつ、個人が尊重され豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを推進していく必要があります。
- 現在、様々な領域で女性が活躍する場面が増えるなど、着実に女性の社会参加は進んでいますが、更に男女共同参画を進めるためには、女性が社会参加しやすい環境づくりや職業能力発揮のための学習会機会の確保、更にはDV(ドメスティック・バイオレンス)<sup>\*1</sup> 被害者に対する支援など相談体制の整備が必要となります。

**目指すまちの姿** 男女が互いに尊重し、対等なパートナーとして相互に責任を分かち合い、自らの意志によってその個性や能力を発揮できる社会になっています。

#### 行政と町民等の役割

##### 行政の役割

- 男女が共に人権を尊重し、社会参画できる社会を構築するための支援活動を推進します。
- 町における政策や方針等の立案及び決定に参画する機会を確保します。
- 男性、女性が平等で働きやすい職場環境づくりを支援します。

##### 町民等の役割

- 男女がお互いに尊重し支え合いながら、社会のあらゆる活動に参画し、共に分かち合うことが期待されます。
- 町の政策決定の場に、積極的に参加することが期待されます。
- 事業所などでは、男性、女性が平等で働きやすい職場環境づくりが期待されます。

※1:「ドメスティック・バイオレンス(DV)」とは配偶者または親しいパートナーの間でおこる身体的・精神的・性的・経済的暴力をいい、一方的に相手を支配しコントロールしたいとする意の表れをいう(「第2次男女共同参画プラン」より)。

## 施策の体系

男女共同参画社会の実現	1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実
	2 男女共に参画できるための環境整備
	3 共に働きやすい環境づくり

## 個別施策の展開

### 1141 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実 ■ 町民活動推進課 関係各課

#### 展開方針

- 男女共同参画への関心を高めるため、広報・HPを活用した情報提供を充実させるとともに、講演会や講座等を実施し、意識の向上を図ります。
- 各行政区への出前講座を実施するとともに、地域活動と連携した学習機会を提供し、地域における意識の浸透と女性の参加向上を図ります。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。これらの認識を深めるための啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

主要な事業	・男女共同参画社会推進事業 ・DV対策事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	427人	年間延べ1,000人
	夫婦・男性向け講座の開催数	4回	10回
	DV相談員数	2人(兼任)	5人



成果	男女共同参画への関心と理解が進み、男女が互いに尊重します。
----	-------------------------------

### 1142 男女共に参画できるための環境整備 ■ 町民活動推進課 関係各課

#### 展開方針

- 男女共同参画社会の実現に向け、町民が主体的に活動するため、情報収集や発信の場としてのセンター設置について検討していきます。
- 各種審議会等、女性の政策・方針決定過程への参画などを高めるため、積極的に取り組んでいきます。
- 男性も積極的に男女共同参画社会への参画や意識の向上を図るための取り組みを進めます。

主要な事業	・男女共同参画社会推進事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	男女共同参画センターの設置	0箇所	1箇所
	審議会等における女性委員比率	25.4%	30%
	出前講座の実施回数(年間延べ実施数)	2回	25回



成果	男女の差なく、あらゆる社会活動に参画できる環境になっています。
----	---------------------------------

1143 共に働きやすい環境づくり ■ 町民活動推進課 商工観光課 関係各課

展開方針

- 女性の就業基盤整備のために、保育行政や放課後児童クラブなどの子育て支援及び介護保険制度活用に取り組みます。
- 雇用の場での差別的慣行の是正やセクシャルハラスメントを防止するための啓発に取り組みます。
- 女性自身が仕事に対する責任と自覚を高め、自らの資質や能力の向上に努めるよう、就業を希望する女性に対して学習会や研修会などの情報提供や働く機会を獲得するための支援を行います。

主要な事業	・男女共同参画社会推進事業 ・雇用促進事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	町内従業者数の女性割合	43%(H21)	47%



成果	男女が平等に働くことのできる職場環境が整っています。
----	----------------------------



## 第1節 ふれあいのまちづくり

### 5 国際交流の促進

#### 現状と課題

- 情報技術や交通の発展が推進力となり、国境や距離を感じさせずに、人・物・情報が行き交うようになりました。こうした動きは、様々な分野に関連し、町民生活に大きく関わっています。このため、国際社会に対する理解の促進や、町民一人ひとりが国際化に対応できる能力の向上が必要です。
- 本町においては、平成9年4月に米国スーペリア市と姉妹都市の締結を行い、また中国柳州市と友好都市交流を進め、行政、市民、学生、文化など各分野の相互派遣を通して、それぞれお互いへの理解を深めてきました。これまで平成9年11月に町民主体で設立した阿見町国際交流協会を中心に、外国人との交流会や講演会などを行い、国際化に対応したまちづくりと町民の国際感覚を醸成する施策を展開してきました。
- 一方、本町における外国人の住民登録者数は、平成25年4月1日現在616人(人口の約1.3%)で、定住者の割合が多くなっています。地域のなかで異なる国籍の町民同士が交流し、安心して暮らしていくためには、それぞれの文化を尊重しながら相互理解を図っていくことが必要です。外国人とともに暮らせる環境の充実が求められています。
- 今後は、これまでの活動を更に充実させ、町民の国際感覚の高揚や草の根レベルでの交流を促進するとともに、外国人が安心して暮らせるよう国際化の進展に対応した環境づくりに努める必要があります。

#### 外国人登録者数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
外国人登録者数	789	778	763	714	624
常住人口	47,888	47,788	47,960	47,947	47,695
構成比率	1.65%	1.63%	1.59%	1.49%	1.31%

外国人登録者 各年12月末現在  
常住人口 各年12月1日

資料：茨城県生活環境部国際課データ集 阿見町データバンク

**目指すまちの姿** 町民が豊かな国際感覚を身につけています。  
また、町内在住外国人が暮らしやすいまちになっています。



## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 国際交流団体等の育成・支援を通じ、町民参加型の国際交流・協力が活発に行われる環境づくりに努めます。
- 町内に在住する外国人に対し、情報の提供等各種支援に努めます。

### 町民等の役割

- 様々な交流事業への積極的な参加が期待されます。
- ホームステイの受け入れや、通訳・観光などのボランティア活動に応募・協力することが期待されます。

## 施策の体系

### 国際交流の促進

#### 1 国際交流活動の推進

### 個別施策の展開

#### 1151 国際交流活動の推進 ■ 秘書課 指導室 生涯学習課

##### 展開方針

- 国際交流団体などを支援するとともに、外国人との交流機会を設け、観光や伝統文化の情報提供などを通して国際交流の推進に努めます。
- 在住外国人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、姉妹都市・友好都市との交流を推進します。

主要な事業	・国際交流推進事業 ・中学生海外派遣事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	在住外国人の交流事業などへの延べ参加者数	152人	200人
	姉妹・友好都市交流と国際交流活動への延べ参加者数	648人	700人

##### 成果

町民が外国人と積極的に交流しています。



## 第1節 ふれあいのまちづくり

### 6 産学官連携

#### 現状と課題

- 本町には、国立大学法人茨城大学や茨城県立医療大学、学校法人霞ヶ浦高等学校などの教育機関や、学校法人東京医科大学茨城医療センターや茨城県立医療大学付属病院などの医療機関が立地しています。その他、本町は3つの工業団地を有するなど、様々な企業・研究機関が立地し、このことは、本町の大きな特徴であるとともに貴重な財産であると言えます。
- 平成18年3月には国立大学法人茨城大学と、平成20年2月には茨城県立医療大学と、平成25年2月には学校法人霞ヶ浦高等学校と、「地域連携協力協定」の締結を行い、それぞれが持つ専門的な知識やノウハウを活用した連携事業を実施しています。
- 平成24年1月には、鹿島アントラーズFCとの間で「フレンドリータウンに関する協定」を締結し、フレンドリータウンデイズ「阿見の日」の開催等を通して、地域振興・地域活性化に取り組んでいます。
- 今後は、新たな分野における連携協定も視野に入れながら、現行の連携事業の充実強化を図っていくことが必要となります。また、大学の研究成果等を企業における技術開発や共同研究、人材育成等に生かすための取り組みを検討していく必要があります。

#### 茨城大学との主な連携事業一覧

所属課	事業数	主な事業名
企画財政課	7	阿見町行政改革推進委員会 阿見町総合計画審議会 阿見町地域公共交通推進事業
秘書課	1	町国際交流協会の運営
町民活動推進課	6	男女共同参画社会推進会議 協働の指針検討委員会
農業振興課	2	あみまちを食べよう学校給食推進事業 耕作放棄地対策事業
商工観光課	2	まい・あみ・まつり事業 特産品PR事業
環境政策課	3	阿見町香澄の里工業団地内調整池太陽光発電所設置事業者選定委員会 阿見町環境保全基本調査
生涯学習課	3	社会教育委員会 指定文化財 近代化遺産の公開
中央公民館	1	音楽で元気にするまちづくり事業
図書館	1	町大学間図書借受事業

平成25年度

資料：町企画財政課

■ 茨城県立医療大学との主な連携事業一覧

所属課	事業数	主な事業名
企画財政課	3	阿見町行政改革推進委員会 さわやかフェアと創療祭の同時開催 阿見町総合計画審議会
秘書課	1	国際交流推進事業
社会福祉課	9	阿見町介護データベース構築事業 阿見町地域密着型サービス運営委員会 中学生いきいき介護教室
児童福祉課	2	保育所見学実習 障害を持った幼児・虐待に関する指導
障害福祉課	6	障害者自立支援審査会 精神障害者デイケア事業 未就学障害児療育事業
健康づくり課	2	あみ健康づくりプラン 21 推進委員 体力トレーニング教室
商工観光課	1	まい・あみ・まつり事業
放射能対策室	1	広報あみ臨時号
生涯学習課	3	いきいき学びの町 AM I 推進会議 体力運動能力調査事業 ふれあい地区館
中央公民館	1	音楽で元気にするまちづくり事業
図書館	2	町大学間図書借受事業 阿見町図書館協議会

平成 25 年度

資料：町企画財政課

■ 東京医科大学との主な連携事業一覧

所属課	事業数	主な事業名
企画財政課	2	阿見町行政改革推進委員会 阿見町総合計画審議会
社会福祉課	2	阿見町地域ケアシステム事業 阿見町介護認定審査会
児童福祉課	1	小児看護学保育所実践実習
障害福祉課	2	障害者施策推進協議会 障害者自立支援審査会
健康づくり課	5	市民公開講座 あみ健康づくりプラン 21 推進委員 乳幼児健診
商工観光課	1	まい・あみ・まつり事業
消防警防課	3	ドクターカーシステム メディカルコントロール体制の構築 救急救命士病院実習委託

平成 25 年度

資料：町企画財政課

**目指すまちの姿** 大学，企業，研究機関等と連携したまちづくりが行われ，豊かさと魅力を感じられるまちになっています。

## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 大学，高校，企業，研究機関，町民，行政間が相互連携できる体制づくりに努めます。
- 地域資源を活用し，地域社会の課題解決のために，産学官連携を推進します。

### 町民等の役割

- 大学，高校，企業，研究機関，町民，行政間が積極的に交流することが期待されます。
- 産学官の新たな連携への積極的な参加・協力が期待されます。

## 施策の体系

産学官連携

1 連携事業の推進

## 個別施策の展開

### 1161 連携事業の推進 ■ 企画財政課

#### 展開方針

- 町内に立地する3大学及び高校と締結した連携協定にもとづき，地域社会の課題解決や活性化に向けた特色ある取り組みを推進するため，より積極的な事業の推進に努めていきます。また，新たな連携協力協定の締結についても検討を行います。
- 鹿島アントラーズFC「フレンドリータウン」の取り組みとして，フレンドリータウンデイズ「阿見の日」を開催実施し，町の魅力を発信することにより，地域振興・地域活性化を図るとともに，町イベント時におけるアントラーズPRなど，相互の振興を図ります。
- 企業と大学等が連携を図り，技術開発や共同研究，人材育成につながる事業を促進します。

主要な事業	・ 大学研究機関等連携事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	地域連携協力協定締結件数(累計)	4件	5件
	大学・研究機関や民間企業との連携事業数	76件	85件

#### 成果

教育，福祉，農業，商業，観光などの各分野における連携が行われ，町民がより良いサービスを受けています。

## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 1 行政運営

#### 現状と課題

- 地方分権による権限移譲や、少子高齢化に伴う人口減少時代の到来、町民ニーズの多様化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたなか、地方自治体においては、自己決定と自己責任のもと、それぞれの地域にふさわしい行政サービスの提供を行うなど、自立性の高いまちづくりが求められています。
- 本町では、これまで行政改革大綱や行政改革実施計画の策定などを通して、町民の視点に立って「町を経営する」という考えのもと、職員一人ひとりがコスト意識やサービス精神に立脚し、経営的視点に立った行政運営を推進してきました。
- また、経営的な視点を取り入れた行政運営の確立に向け、平成16年度より行政評価制度を導入しています。更に、平成24・25年度には、外部の第三者の視点による評価として事業仕分けを実施し、予算の歳出削減や最適化を図るとともに、事業の本質を一から見直すことにより事務事業の改善につなげてきました。今後は、こうした評価結果を適切に反映させる仕組みを構築するとともに、町民の視点に立った評価制度への改善や評価手法などの検討が必要となります。
- 組織体制の視点では、多様化する行政需要に迅速かつ効率的に対応できるよう、弾力的で横断的な組織体制を確立することが必要です。
- 地方分権の進展に伴い、職員には、「町民が主役である」という意識のもとで「町民の目線で捉えた“まちづくり”」を実践していくことが求められています。また、町民サービスの観点では、常に質の高い町民サービスを心がけ、町民満足度を高めることが必要です。そのため、常に「求める(られる)職員像」を意識し、職員の能力開発及び人材育成を総合的に進める必要があります。また、新しい時代に対応した人材育成が課題であり、創造的に政策を組み立て、責任を持って政策を実行していくことのできる職員を育成することが必要となっています。
- 法制執務については、国の地方分権改革の進展等に伴う町の法制執務事務の増大に対応するため、職員の法制執務能力の向上や法制執務部門の機能強化を図る必要があります。
- 文書管理については、町民に開かれたまちづくりを進め、行政運営の透明性を確保するため運用している情報公開制度に対応するため、町が保有する公文書の適正かつ効率的な管理体制の構築が求められています。

**目指すまちの姿** 適正、効果的かつ効率的な行政運営が行われています。

## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 顧客志向にもとづき経営感覚のある生産性の高い行政運営の仕組みを確立します。
- 新たな行政需要に対応できる柔軟な組織を確立します。
- 職員の能力開発及び人材育成を総合的に進めるため、人材育成基本方針にもとづき、職員研修の充実を図るとともに、人事評価制度等を通じ、適正な人事制度を確立していきます。
- 町民に開かれたまちづくりを進めるための適正な文書管理体制及び地方分権改革に対応できる法制執務体制を確立します。

### 町民等の役割

- 行政運営に関心を持つとともに、職員とのコミュニケーションが図れるよう、意見・提言を発信することが期待されます。
- 職員の派遣研修を受け入れることにより、民間企業も職員の人材育成などに協力することが期待されます。
- 様々な手段を通して、町政への参画機会を持つことで、行政運営への理解と関心を持ち、行政と課題を共有することが求められます。

### 施策の体系

行政運営	1 行政経営の確立
	2 機能的な組織運営
	3 人材育成・人事制度
	4 適正な法執行・文書管理

### 個別施策の展開

#### 1211 行政経営の確立 ■ 企画財政課

##### 展開方針

- 行政改革大綱にもとづき、事務事業の見直しを行うとともに、町民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、必要に応じて民間活力の推進を図ります。
- 行政評価システムを継続的に運用するとともに、評価の客観性や透明性を高めるため、外部評価や評価結果の活用方法などを確立するとともに、町民にわかりやすく公表します。

主要な事業	・行政評価運用事業 ・行政改革推進事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	施策の目標達成率	81.1%	100%



成果	総合計画に示したまちづくりの目標達成に向けて、行政資源を効果的・効率的に活用することができる体制が整っています。
----	--



## 1212 機能的な組織運営 ■ 企画財政課

### 展開方針

- 行政需要に効率的に対応するため、必要に応じ行政組織の見直しを行います。
- 権限移譲に伴う事務事業の増加や多様化する行政ニーズに対応するため、定員管理の適正化に努めます。

主要な事業	・ 行政組織改編事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	人口千人あたりの一般行政職員数	4.65 人	4.56 人

### 成果

弾力的で横断的な組織が構築され、社会情勢や町民ニーズに迅速に対応しています。

## 1213 人材育成・人事制度 ■ 総務課

### 展開方針

- 人材育成基本方針にもとづき、職員研修等を通じて職務遂行能力、政策形成能力、組織管理能力などを重点的に開発します。
- 公正・透明・納得・信頼を指標とした人事評価制度の構築により、その評価結果を人材育成、任用・人事配置、給与処遇等に活用・反映し、職員の仕事への意欲向上に努めます。
- 目標管理による人事評価制度を通じて、成果意識、改革意識などを醸成し、人材育成に努めます。

主要な事業	・ 職員研修事業 ・ 人事評価事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	庁内研修実施回数【1231 に再掲】	13 回	15 回

### 成果

それぞれの職員が最大限の能力を発揮し、組織全体の士気高揚が図られ、町民満足度が向上しています。

## 1214 適正な法執行・文書管理 ■ 総務課

### 展開方針

- 職員の法制執務能力の向上を図るための研修の充実や法制執務事務の効率化を図ります。
- 電子決裁システムの導入や適正で効率的な文書管理体制の再整備を図ります。

主要な事業	・ 法制執務事業 ・ 公文書管理事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	例規審査件数	220 件	300 件

### 成果

地方分権化に対応した法制執務体制及び町民に開かれたまちづくりに資する文書管理体制が構築されています。

## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 2 財政の健全化

#### 現状と課題

- 町の財政は、歳入が伸び悩む一方で、歳出については、扶助費、公共施設の維持補修費、義務的経費の増加により、財政の硬直化が進んでいます。
- 安定した財政基盤を確立していくためには、経常的経費の抑制を進めるとともに、事務事業の選択と集中により、効果的かつ効率的な財政運営を推進していく必要があります。また、本町の財政運営について、より多くの町民に理解してもらうことも重要な課題となっています。
- 財政運営上、大きな支出を伴うものとして公共施設の新築や建替えがあげられます。効果的に財政の健全化を進めるためには、町の保有する建物を少しでも長く活用することが求められています。
- 民間活力の活用の視点では、保育所統合における民営化の導入や給食センター運営等における民間委託など、民間活力の活用に努めてきました。今後も、町民サービスの向上と行政責任の確保という視点を踏まえたうえで、官と民の役割分担や行政責任、更には費用対効果などについて総合的に検討し、可能なものについては、積極的に民間委託等を推進していく必要があります。
- 町財源の核となる町税等の収入は、景気回復の遅れや少子高齢化の進展等により厳しい状況にあります。町財源の確保を図るため、町税の公平で適正な賦課に努めると共に、納税しやすい環境づくりや納税意識の啓発及び滞納処分の執行等による収納率の向上に取り組む必要があります。

#### 収支の状況の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳入合計	13,633,845	14,842,769	15,288,830	15,387,201	16,459,783
歳出合計	12,890,353	13,978,357	14,094,169	13,937,381	15,513,530
歳入歳出差引	743,492	864,412	1,194,661	1,449,820	946,253
実質収支	453,226	719,966	959,442	1,011,200	573,531
単年度収支	△ 394,329	266,740	239,476	51,758	△ 437,669

資料：町企画財政課

#### 主要財政指標の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
財政力指数 <sup>※1</sup>	1.02	0.99	0.93	0.87	0.86
経常収支比率 <sup>※2</sup>	97.5%	94.3%	87.6%	90.3%	92.5%
公債費負担比率 <sup>※3</sup>	17.1%	15.5%	14.2%	11.8%	11.6%
公債費比率	13.5%	12.9%	12.6%	9.7%	8.2%
実質公債費比率 <sup>※4</sup>	12.7%	11.0%	10.2%	9.6%	8.7%
収納率 <sup>※5</sup>	89.9%	90.5%	92.1%	92.8%	93.2%

資料：町企画財政課、収納課

- ※1：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。
- ※2：自治体が自由に使える収入のうち、人件費や扶助費、公債費など、必ず支出しなければならない経費が占める割合を示す。
- ※3：公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合。
- ※4：自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、過去3年間の平均値を使用。
- ※5：国民健康保険税を除く町税の収納率。

**目指すまちの姿** 安定した財政基盤を確立し、  
健全かつ持続可能な財政運営が行われています。

## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 持続可能な財政運営を目指し、更なる事業の選択と集中による行政コストの縮減に取り組みます。
- 公有財産の適切な管理と有効活用を行います。
- 官と民の役割分担や行政責任、費用対効果などについて総合的に検討し、民間活力を積極的に導入します。
- 課税客体を的確に把握し、町民税・固定資産税・軽自動車税などの適正な課税を行います。
- 納税しやすい環境を整備します。
- 広報紙、ホームページ等による納税意識の啓発を行います。
- 納税の公平性を担保します。

### 町民等の役割

- 町の財政運営について、理解を深めることが望まれます。
- 国民健康保険や各種助成制度の利用にあたっては、適正な利用を心がけることが望まれます。
- 地域と密接につながっている公民館やふれあいセンター、道路・公園などの公共施設の運営・維持管理に担い手として参加することが期待されます。
- 税の公平負担の原則にもとづき、町税や国民健康保険税を期限内に納付することが求められます。

## 施策の体系

財政の健全化

- 1 効果的・効率的な財政運営
- 2 公有財産の適正な管理・有効活用
- 3 民間活力の積極的活用
- 4 税収の確保

## 個別施策の展開

### 1221 効果的・効率的な財政運営 ■ 企画財政課

#### 展開方針

- 安定した財政基盤を確立するため、行政改革の取り組みを推進し、事業の必要性・緊急性、手法の妥当性等の観点から徹底した見直しを行い、予算に反映していきます。
- 町民が、町の財政状況と納めた税金がどのように使われているのかを理解し、町の将来を考えることができるよう、町民の視点に立って、わかりやすく財政状況を説明していきます。
- 普通会計と特別会計、連携協力し行政サービスを提供している関係団体等を連結した貸借対照表<sup>\*1</sup>などの新地方公会計制度にもとづいた財務書類の作成・分析を行い、財務状況を的確に捉え、健全性を保ちます。

主要な事業	・予算編成事業 ・財政状況公表事業 ・予算運営事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	経常収支比率	92.5%	88.7%

#### 成果

総合計画に示したまちづくりの目標達成に向けて、行政資源を効果的・効率的に活用することができる体制が整っています。

### 1222 公有財産の適正な管理・有効活用 ■ 管財課 企画財政課

#### 展開方針

- 行政財産については、その必要性を検証しながら有効に活用していくこととし、公用または公共用に供していない普通財産については、売却や有料貸付等の利活用について検討します。
- 特に町有建築物については、すべての耐震化を図ります。更には長寿命化を目指した取り組みを始めます。

主要な事業	・公有財産管理事業 ・庁舎維持管理事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	公共施設の耐震化(小中学校は除く35棟のうち)	32棟	35棟

#### 成果

町の財産が適切に管理され、有効に活用されています。

<sup>\*</sup>1:「貸借対照表」とは、一定時点における財政状態を示す一覧表のこと。「バランスシート」ともいう。新地方公会計制度では、「資産」と「負債」「純資産」を対照表示することによって、財政状態を明らかにする財務書類である。

## 1223 民間活力の積極的活用 ■ 企画財政課

### 展開方針

- 官と民の役割分担を適切に行い、民間委託等により効率的な運用が可能となる事業については、積極的かつ計画的に民間活力の活用を推進します。
- 民間活用の導入後においては、サービス水準の低下を招かないよう、定期検査や指導を行うなど、サービス水準の維持・向上に努めます。

主要な事業	・行政改革推進事業(再掲)		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	民間活力運用件数(PFI <sup>※2</sup> 等の導入)	0件	1件



成果	官と民の役割分担が適切に行われ、効果的・効率的に行政運営が行われています。
----	---------------------------------------

## 1224 税収の確保 ■ 収納課 税務課

### 展開方針

- 町税の公平で適正な賦課に努めます。
- 口座振替、コンビニ納付を推進するとともに、ペイジー<sup>※3</sup>等、ライフスタイルに応じた納税しやすい環境整備を行います。
- 広報紙・町ホームページなどを活用し、納税意識の啓発を行います。
- 督促・催告にも応じない滞納者については滞納処分(差押、公売等)の取り組みを一層進めます。

主要な事業	・納税推進事業 ・滞納処分手業 ・固定資産税など各種町税賦課事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	町税の収納率	93.2%	94.0%



成果	自主納付が促進され、収納率が向上しています。
----	------------------------

※2:「PFI」とは、「民間資金等を活用した社会資本整備」のことで、民間企業が主導し、その資金調達、経営管理等のノウハウを活用する新たな社会資本整備手法である。

※3:「ペイジー(Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 3 窓口サービスの向上

#### 現状と課題

- 本庁舎では、平成22年5月の総合窓口の開設により、窓口環境を改善し、ワンストップサービス化や証明書発行窓口を集約化したことで、サービス機能が高まっています。また、平日来庁できない方に対しては、日曜開庁業務や電話予約による証明書の交付サービスを行っています。
- 窓口では、町民の多様化しているニーズに対して、より良いサービスを提供するため、職員の業務遂行能力や接遇能力の一層の向上を図るとともに、町民サービスの向上に努めていくことが求められます。また、システムの最適化を図り、更に町民のニーズに対応した利用しやすい窓口にしていくことが課題です。
- 今後は、住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの移行等、国の制度や改正に適正な対応をしていく必要があります。

**目指すまちの姿** 質の高い窓口サービスを提供し、町民満足度が高まっています。

#### 行政と町民等の役割

##### 行政の役割

- 町民の意向を適切に把握し、町民の視点に立ったサービスを提供します。
- 住民記録・戸籍・印鑑登録等の各種データについて適正な管理を徹底します。

##### 町民等の役割

- 住民異動・婚姻・出生等、各種届出の手続きを適正に行います。

#### 施策の体系

窓口サービスの向上

1 窓口サービスの向上



## 個別施策の展開

### 1231 窓口サービスの向上 ■ 町民課 総務課 関係各課

#### 展開方針

- 総合窓口に関係する各課との連携を図るためのワーキング会議を行い、サービスの向上を図ります。
- 職員の接遇能力、業務遂行能力を高め、心のこもったサービスを提供します。
- 効率的な業務遂行のため、常に改善意識を持ちサービスの向上に努めます。

主要な事業	・総合窓口事業(住民異動・各種証明書発行・各種届出)		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	総合窓口サービスの満足度	未実施	60%
	庁内研修実施回数【1213の再掲】	13回	15回



成果	窓口サービスが向上し、町民が快適に利用することができます。
----	-------------------------------



## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 4 広報・広聴活動の充実

#### 現状と課題

- 協働によるまちづくりを推進するためには、町民が本町の現状や課題を理解し、考えることのできる環境と町民の考えや要望を町政に生かすことのできる仕組みが必要です。
- 本町においても、全戸配布の「広報あみ」やホームページなどにより、積極的に情報提供を行ってきました。また、「町長への手紙」や「行政区広聴会」などを実施し、町民の意見や要望を把握し、町政に反映してきました。
- 今後は、情報提供を行う手段も既存の広報紙だけではなく、インターネット利用者の増加に対応し、ホームページのほかにも、メールマガジン<sup>※1</sup>やソーシャルネットワーキングサービス<sup>※2</sup>など技術の進歩や社会情勢を念頭に入れながら情報通信技術を活用した広報・広聴の充実を計画的に検討実施する必要があります。一方で、行政区に加入していない町民やインターネットを利用していない町民に対しても、適正な情報をいかに提供するかが課題となっています。
- 本町ではこれまで、人口や世帯、産業についての統計情報をホームページに掲載することに努めてきました。その結果、統計情報の掲載件数は増加しています。今後も町民や法人にとって必要な情報を引き続き提供していく必要があります。

#### 行政区広聴会の開催回数・参加者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催回数	8	13	10
参加者数	223	340	225

※平成22年度から実施

資料：町秘書課

#### 町長への手紙件数の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件数	137	125	158	149	108

資料：町秘書課

#### 町ホームページ年間アクセス件数の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年間アクセス件数	204,875	353,478	441,984	466,799	450,945

資料：町秘書課

**目指すまちの姿** きめ細やかな情報提供により、町政への理解が深まっています。また、町民意見を聴く様々な機会と場が設置され、意見が町政に生かされています。

※1：「メールマガジン」とは、電子メールを媒体として配信される雑誌。また、その配信システム。企業・団体・個人などの発信者が購読を希望する者のみに、ニュース記事・読み物・各種メッセージなどを掲載した電子メールを配信する。

※2：「ソーシャルネットワーキングサービス」とは、ネット上に自分の履歴書載せたうえで他の会員とメッセージを交換し交友を広げるサービス。不特定多数と交流できるのが特徴。共通の趣味や関心を持つ人々の集まりもできる。「ツイッター」や「フェイスブック」など。

## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 町民が本町の現状や課題を理解できるよう、わかりやすい広報を推進します。
- 新たな情報伝達手段の充実を図るとともに、紙媒体の広報紙等を活用したきめ細やかな情報提供を充実します。
- 町民の意見や要望が町政に反映されるよう、広聴制度を充実します。
- 町民等に正確な統計情報の提供の充実を図ります。

### 町民等の役割

- 広報紙やホームページなどを活用し、町の現状や課題、町からの情報を把握・理解することが望まれます。
- 町政に対する知識や関心を持ち、把握した情報をもとに、地域活動、町民活動に積極的に参加することが期待されます。
- 「町長への手紙」や「行政区広聴会」などを活用し、意見などを積極的に発信することが期待されます。
- 国勢調査や統計調査に協力することが期待されます。

## 施策の体系

広報・広聴活動の充実

- 1 広報活動の充実
- 2 広聴活動の充実
- 3 情報発信の強化
- 4 統計情報の充実

## 個別施策の展開

### 1241 広報活動の充実 ■ 秘書課 企画財政課

#### 展開方針

- 的確・迅速にわかりやすい情報提供を行うとともに、広報媒体や内容を工夫し、広報活動の充実を図ります。
- インターネットでの情報提供に重点的に取り組み、町民が必要な情報を在宅で入手できるようにします。
- 町民からの意見などを取り入れ、より多くの町民に広報・ホームページを見てもらうための方法を検討します。

主要な事業	・広報事業 ・ホームページ運営事業 ・さわやかフェア事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	ホームページアクセス件数	450,945件/年	500,000件/年

#### 成果

町民が、町に関する情報を手軽に入手できます。

### 1242 広聴活動の充実 ■ 秘書課

#### 展開方針

- 町民が広聴制度を利用できるよう、広聴制度について町民に周知します。また、広聴制度は、町民との双方向コミュニケーションを重視して運用していきます。
- 町民参加、パブリック・コメントなど町民の声を町政に反映させる仕組みの確立を図ります。(1-1-1-2 再掲)

主要な事業	・ 広聴事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	広聴会等における延べ参加人数 <sup>※1</sup>	788 人	2,300 人



成果	町民が町政に対する意見を述べる機会を持っています。
----	---------------------------

### 1243 情報発信の強化 ■ 秘書課

#### 展開方針

- 町ホームページや電子メールなどの情報通信技術を活用して、町の話題や魅力、行政情報等を迅速に発信する体制を強化します。
- ソーシャルメディア<sup>※2</sup>を活用し、防災、防犯、商工観光、福祉、環境などの情報提供を行います。

主要な事業	・ 広報事業 ・ ホームページ運営事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	ソーシャルメディア等による情報伝達手段数	0 件	5 件



成果	多くの町民が情報化社会に適応し、必要な情報を享受でき、様々な目的で活用できるようになっています。
----	--

※ 1：過年度を含む当該年度末までの累計参加人数。

※ 2：「ソーシャルメディア」とは、オンライン上でユーザー同士が情報を交換（送受信）することによって成り立っているメディア。「1 対多」「多 対多」の双方向で、画像・動画を含む視覚ツールを使ったコミュニケーションが可能なのも特徴とする。

## 1244 統計情報の充実 ■ 総務課

### 展開方針

- 各種統計調査結果を、各分野で活用できるように整理するとともに、その結果をわかりやすく公表します。
- 町民や民間事業者などに積極的に調査協力が得られるよう、広報などにより統計調査の意義や重要性を説明します。

主要な事業	・国勢調査 ・町統計情報公表事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	ホームページによる情報提供件数	34件	40件



### 成果

町の状況を把握するための統計情報が一層充実し、町民や法人に活用されています。



## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 5 情報公開・個人情報保護

#### 現状と課題

- 町民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するため、町が保有する行政情報を「阿見町情報公開条例」にもとづき公開しています。
- 高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、町が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障する個人情報保護制度を「阿見町個人情報保護条例」により運用しています。
- 情報公開については、多くの町民がまちづくりに関する関心を高め、町民のまちづくりへの参画を促進するため、一層積極的な行政情報の公開を進めることが必要となっています。
- 個人情報保護については、一部に個人情報保護に対する過剰反応がみられることなどから、個人情報保護制度を正しく理解し、適切な個人情報保護制度に関する啓発に努めることが求められています。また、いわゆるマイナンバー制度<sup>\*1</sup>導入にあたっては、個人情報保護が確実に図られるよう適切に運営することが求められています。

#### 情報公開条例にもとづく公開状況の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
公開件数	2	2	30	3	3
部分公開件数	1	1	9	15	10
非公開件数	0	0	0	0	3
不存在件数	0	0	0	7	2
情報提供件数	1	0	2	0	2

資料：町総務課

**目指すまちの姿** 個人の権利の保護を前提としながらも、町民の知る権利が尊重され、町の行政情報が町民と共有されるまちになっています。

<sup>\*</sup>1:「マイナンバー制度」とは、社会保障・税番号制度で、特定の個人を識別するために国民一人ひとりに割り当てられる番号（個人番号）の名称。住民票に記載されている住民票コードを変換して得られる12桁の数字。共通番号。  
平成25年（2013）5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が成立。2016年1月から希望者に顔写真付きの個人番号カードが配布される予定。



## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 透明性の高い行政運営を実現するため、積極的な情報公開に努めます。
- 情報公開制度に的確に対応するため、町の公文書を適正に管理します。
- 個人情報保護制度の適正な運用を進めるとともに、町民が個人情報保護制度を正しく理解するための啓発を推進します。
- 町が保有する個人情報について、適正な取り扱いを徹底します。

### 町民等の役割

- 情報公開制度を活用し、町政について関心を持ち、必要な情報を得て、まちづくりに参画することが期待されます。
- 個人情報保護の理念を尊重して、個人情報の保護に取り組むことが期待されます。
- 個人情報保護について過剰反応とならないよう、正しく個人情報保護制度を理解することが期待されます。

## 施策の体系

情報公開・個人情報保護

1 適正な情報公開制度の運用

2 適正な個人情報保護制度の運用

## 個別施策の展開

### 1251 適正な情報公開制度の運用 ■ 総務課

#### 展開方針

- 説明責任を果たすため、行政情報の公開と提供を積極的に進めます。また、情報公開制度の適正な運用に努め、行政の透明性を高めます。
- 町の行政情報を積極的に公開することにより、多くの町民のまちづくりに対する関心を高め、協働のまちづくりへの参画を促進します。

主要な事業	・ 情報公開事務		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	不服申し立て件数	0件	0件

#### 成果

町民が行政情報を容易に入手できるようになっています。

■ 1252 適正な個人情報保護制度の運用 ■ 総務課

展開方針

- 個人情報保護制度を適正に運用するため、職員の適正な個人情報の管理の徹底及び職員の個人情報保護意識の向上を図ります。
- 個人情報保護制度を町民が正しく理解するための啓発に取り組みます。

主要な事業	・ 個人情報保護事務		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	訂正の請求件数	0 件	0 件
	不服申し立て件数	0 件	0 件



成果	町民の個人情報が適正に管理されています。
----	----------------------



## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 6 情報化の推進

#### 現状と課題

- 地域情報化の推進により、高速ブロードバンド<sup>※1</sup>の利用や持ち運び可能なタブレット端末<sup>※2</sup>が利用可能な基盤整備は町内全域で整いました。しかし、高齢者など利活用が困難な人との情報格差が広がりつつあり、課題となっています。また、町民が必要とする情報やニーズは多種多様であり、真にそれらに応える情報を提供することや利用促進を高めるための方策を考える必要があります。
- 公共施設への公衆無線LAN<sup>※3</sup>の整備も計画的に検討実施する必要があります。
- 行政の手続きについては電子自治体を一層推進し、電子申請の充実など行政手続きの効率化や簡略化を一層進める必要があります。
- 個人情報や内部情報の管理を徹底し、情報流出などの危険を回避するための強固なセキュリティ対策や職員の意識の向上も一層図っていく必要があります。

**目指すまちの姿** 地域及び行政の情報化が進むことにより、  
町民サービスの向上と行政事務の効率化が図られています。

#### 行政と町民等の役割

##### 行政の役割

- より多くの町民が情報化社会に適応し、町民生活の利便性が向上するとともに、町民の意見を活用できるような地域情報化を推進します。
- 行政事務の効率化と経費削減につながる行政情報化を推進します。

##### 町民等の役割

- 様々な情報機器やインターネットを利用して有益な情報を入手でき、行政に対する意見や提言を発信したり、電子申請を行うことが期待されます。

※1:「高速ブロードバンド」とは、高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。具体的な定義はないが、一般には、ADSLや光ファイバーを使った月額固定料金制のインターネットサービスを指す。

※2:「タブレット端末」とは、タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されている。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。

※3:「公衆無線LAN」とは無線LANを、街なかで使えるようにしたサービスのことを指す。無線LANが使えるノートパソコンなどを持参すると、公共施設などでインターネットが利用できる。

## 施策の体系

情報化の推進

1 地域情報化の推進

## 個別施策の展開

### 1261 地域情報化の推進 ■ 管財課

#### 展開方針

- 町ホームページや電子メールを活用した電子申請や講座・施設利用の申込み，統合型GIS<sup>※1</sup>による地図情報の提供，アンケートの実施など，インターネットやネットワークシステムを利用した各種サービスの充実を図ります。
- コンピューターネットワークを最大限に生かした庁内全体の最良のシステム構築を目指します。
- セキュリティポリシーの見直しや不正アクセスを排除するシステム構築を目指し，職員の知識向上についても研修を行います。

主要な事業	・地域情報化推進事業 ・地域情報化基本計画策定事業 ・住民情報ネットワーク運営事業 ・行政情報ネットワーク運営事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	電子申請届出に対応するサービス数	58件	65件
	いばらきデジタルマップの掲載地図数	3件	8件

#### 成果

多くの町民が希望する行政サービスを享受できるように安心・安全なシステム構築や基盤整備を行います。

※1:「統合型GIS(地理情報システム Geographic Information Systemの略)」とは、共有する地形図上に様々な情報を統合・電子化したシステム。使用者全員で共有し、利用されることにより、業務の効率化、コスト低減、管理の一元化に寄与するもの。

## 第2節 町民の視点にたったまちづくり

### 7 広域行政の推進

#### 現状と課題

- 広域交通網の整備や人々の価値観・ライフスタイルの多様化などにより、町民の生活圏はますます拡大し、行政サービスへの要望も多種多様になっています。町単独では対応できない行政サービスや周辺自治体との連携により効率化できる行政サービスについて、広域的な対応を図り、行政運営を進めていくことが重要となっています。
- 本町では、し尿処理及び斎場について、「龍ヶ崎地方衛生組合」、「牛久市・阿見町斎場組合」に加入し、構成市町村との連携により、効率的な行政運営に努めてきました。また、消防については、消防救急体制の基盤強化を図り、住民サービスの向上を図るため、現在、「稲敷地方広域市町村圏事務組合」と消防広域化に向けた協議を進めています。今後も、周辺自治体との共同事務処理や広域連携事業の推進により、事務事業の効率化を図っていくことが必要となります。
- また、近隣市町村との公共施設の相互利用による町民サービスの向上や、常磐線沿線の自治体と連携した常磐線の利便性向上、更には、首都圏中央連絡自動車道沿線及び霞ヶ浦沿岸市町村と連携し、地域振興・地域活性化に向けた取組等も行ってきました。今後は、こうした周辺自治体との連携に加え、広域的な都市間の連携や交流が重要となってきます。地域特性を生かした産業や観光振興施策、広域的な防災協定の締結など、全国的な視野に立って、ポテンシャルを共有する自治体等との連携を進めていく必要があります。

#### 近隣市町村と相互利用を行っている施設名

阿見町	①中央公民館 ②阿見総合運動公園 ③阿見町町民体育館 ④阿見町立図書館 ⑤福祉センターまほろば	稲敷市	江戸崎地区	①江戸崎公民館 ②江戸崎運動公園 ③沼田運動公園（野球場）
河内町	①中央公民館 ②農村環境改善センター ③農業者トレーニングセンター ④多目的広場（野球場） ⑤テニスコート ⑥東共同利用施設（つつみ会館） ⑦水と緑のふれあい公園		桜川地区	①桜川公民館 ②桜川総合運動公園 ③浮島運動広場
美浦村	①中央公民館 ②農林漁業者 トレーニングセンター ③運動公園 ④光と風の丘公園		新利根地区	①新利根農村環境改善センター ②ふれあいセンター ③新利根総合運動公園 ④新利根グラウンド
			東地区	①図書館 ②歴史民俗資料館 ③あずま生涯学習センター ④東農業者トレーニングセンター ⑤東グラウンド ⑥白鷺球場

平成 25 年 12 月末現在

資料：町企画財政課

**目指すまちの姿** 他自治体と連携し、より効率的で質の高い行政サービスを提供しています。

## 行政と町民等の役割

### 行政の役割

- 広域的な対応を必要とする行政需要や課題を的確に捉えます。
- 関係市町村との連携強化を図り、地域の総合的かつ一体的な発展を目指します。
- 広域行政体制の推進を図り、事務事業の一層の合理化と行政サービスの更なる向上を図ります。

### 町民等の役割

- 広域施設を有効活用するとともに、広域行事などに積極的に参加することが期待されます。

### 施策の体系

#### 広域行政の推進

- 1 広域事務事業の強化
- 2 他の自治体との相互協力

### 個別施策の展開

#### 1271 広域事務事業の強化 ■ 企画財政課 総務課 環境政策課 廃棄物対策課 消防本部

##### 展開方針

- し尿処理や斎場など、既存の広域事務の一層の充実を図るとともに、消防広域化については、消防救急無線のデジタル化整備にあわせ、平成27年度を目途に実現し、消防体制の基盤強化を図ります。
- 施設の老朽化等に伴い維持経費が増大するごみ処理等においては、今後の状況変化にあわせ、近隣自治体との広域的な事務処理の検討を行います。

主要な事業	・龍ヶ崎地方衛生組合事業 ・牛久市・阿見町斎場組合事業		
指標	指標名	現況（平成24年度）	目標（平成30年度）
	広域事務処理件数	6件	7件

##### 成果

周辺自治体と協力して、効率的な行政サービスの提供を行っています。

#### 1272 他の自治体との相互協力 ■ 企画財政課 都市計画課 商工観光課 交通防災課

##### 展開方針

- 常磐線整備促進期成同盟会や霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会など、他市町村と連携した要望活動などの取り組みを積極的に推進し、住民サービスの向上を図ります。
- 首都圏中央連絡自動車道や霞ヶ浦などのポテンシャルを共有する自治体等と連携し、企業誘致活動の強化、更には観光交流活性化を推進します。
- 災害時に相互に迅速な対応ができるよう、県外市町村との防災協定を締結するなど、広域的な危機管理体制を整備します。

主要な事業	・広域行政推進事業 ・常磐線利便性向上事業		
指標	指標名	現況（平成24年度）	目標（平成30年度）
	他自治体との協定締結数【4213に再掲】	0件	2件

##### 成果

他自治体と情報交換し、効果的な取り組みがなされています。